

令和4年10月24日

香芝・王寺環境施設組合議会

第3回(臨時会)5日目

会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

令和4年第3回香芝・王寺環境施設組合議会臨時会会議録

- 1 開催年月日 令和4年10月24日
- 2 開催場所 香芝市役所5階議会委員会室
- 3 出席議員 4名
 - 5番 川 田 裕
 - 6番 河 杉 博 之
 - 7番 下 村 佳 史
 - 8番 中 谷 一 輝
- 4 欠席議員 4名
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 福 岡 憲 宏
監査委員 高 津 孝 至
会計管理者 高 垣 和 寛
事務局長 井 上 隆
- 6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局次長 平 野 厚
事務局係長 増 田 勝 久
事務局主幹 吉 田 卓 朗
- 7 会議の事件は、次のとおりである。
 - 1 決議第4号 平井康之副管理者の臨時会欠席届における欠席理由が正当ではないことについて
 - 2 発議第5号 香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一部を改正することについて
 - 3 認第1号 令和3年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

4 議第6号 令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について

8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

7番 下村佳史

8番 中谷一輝

9 開会 午後2時00分

(副議長 河杉博之) 皆さん、こんにちは。本日議長が欠けておりますので、地方自治法第106条第1項の規定によって副議長であります私が議長の職務を行ってまいります。それでは、第3回臨時会を再開いたします。議員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様をお願いを申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにしてください。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、各自対応のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは、管理者、挨拶をお願いいたします。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(副議長 河杉博之) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 改めまして、こんにちは。本日香芝・王寺環境施設組合議会第3回臨時会開催に当たりまして、議員各位には何かとお忙しい中、ご出席賜り、誠にありがとうございます。さて、本日理事者側から上程いたします案件につきましては、令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定及び補正予算についての2件でございます。決算に当たりましては高津監査委員さんにご出席をいただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。どうか慎重審議賜りまして原案認定・可決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(副議長 河杉博之) 松岡議員、幡野議員、中川議員の3名の議員及び平井副管理者より欠席届が提出されております。欠席理由につきましては、令和3年10月以降の議会においては十分な法令審査や質疑、合意形成などもされないまま香芝市選出議員の数の力で何事も決めようとするなど公正な議会運営を行われないこと等を含め4人とも同じ理由で欠席届が出ております。以上、ご報告とさせていただきます。

(議員 川田裕) 議長、議事進行。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 今欠席届のご報告をいただいたわけですが、前回の議会においても、管理者、特に管理者に関しましては、いわゆる議会運営上のことを理由により欠席にするっていうことは地方自治法121条に記されます正当な理由には当たらないっていうことで、前回議会でもその議決を賜っております。そして、管理者のほうにもその理由の確認をお願いしていたところではありますが、今回もまたしてもそのような同じ理由で欠席をなされているっていうことに関しては甚だ遺憾であります。再度、もう一度それが正当な理由に当たるのかどうかということの決議を諮っていただきたいと、このように思います。

(副議長 河杉博之) ただいま川田議員より議員3名そして副管理者の欠席届について議事進行ということで決議の申出がございました。この決議を採決することについて賛成の方のご起立をよろしくお願いいたします。

(賛成者起立)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。賛成多数と見て、決議をさせていただきますと思います。川田議員、決議内容を再度よろしくお願

をいたします。川田議員。

(議員 川田裕) 決議を賜りたいのは副管理者に関する欠席についてであります。議員に関しては、懲罰規程等がございますので、その他の別の裁量によるものだと考えております。議会に関して副管理者が、前回は議会に対する、いわゆる数の力で行うこととか、そういった民主主義に反するようなことを理由と述べ欠席をなされているということを経験しますと、これは取り方によっては侮辱をされているのではないかと、このようなことは前回の会議でも申し上げたところであります。その後、諮っていただきましたところ、地方自治法121条の1項に関する欠席に対する正当な理由に当たるかどうかということに関しましては正当な理由に当たらないという決議が行われたところであります。まして、今回も同じ内容で欠席をなされているということに対しては、議会軽視または議会への侮辱と、このように受け止めざるを得ないということでもありますので、議会がこうやって開催をされておりますので、自分が思うようにいかない、または自分の意見が全て通らない、だから欠席するんだということはこの議会制度の趣旨を没却するものであると考えておりますので、今回に関しましても同じように、これが正当な理由に当たるのかどうかということのご決議を賜りたいと、このように考えております。もと、正当な理由に当たらないという旨の決議を賜りたいと思います。

(副議長 河杉博之) ただいま川田議員より平井副管理者に対する欠席届の正当性のものについて、正当には当たらないということの決議案が出されました。これに対する質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 質疑なしと認めます。それでは、採決をいたします。

今、川田議員から提出されました平井副管理者に対する欠席届の正当性がないという形に対する決議について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。お座りください。賛成多数と認め、川田議員から提出されました平井副管理者に対する欠席届の正当性がないという決議は可決されました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの出席議員は4名でございます。地方自治法第113条の規定によります定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。まず、本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議がないようでございますので、お手元の日程のとおり本日の議事日程とすることに決めます。日程1、会議録署名議員の指名、署名議員でございますが、本日も本会議初日に引き続きまして、7番下村佳史議員、8番中谷一輝議員をお願いをいたします。

それでは、日程に従いまして、継続審議となっております発議第5号「香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一部を改正することについて」を議題といたします。これより質疑に入ります。質疑のある方、ご発言をお願いします。はい、川田議員。

(議員 川田裕) これも前回の議会に引き続きまして、王寺町選出の組合議

員さんたちが本日も全員欠席をなされておられます。話し合いを基にということで主張されていたわけですが、何回付議をしても一向に出てこられないということで、本日もこれの審議自体が、これ、いつかは決めないといけないと思いますが、本日も出てこられてないということで非常に残念であります。また、こういったことを決めるにおいても、いろんな審議ができると楽しみにしておったわけですが、本日もこれは審議が成立しないのではないか、このように思います。

(副議長 河杉博之) ただいま川田議員より、議員定数は達しておりますけれども組合議員でございます王寺町の議員さんが出てこられてないということで議論ができないのではないだろうか、より深い議論ができないのではないだろうかという提案がございました。これについて、このまま発議第5号におきましては継続審議にするという旨でのご発言でございましたが、それに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。お座りください。それでは、賛成多数と認め、発議第5号につきましては継続審議のままとすることに決しました。

次に、日程第3、追加議案の認第1号「令和3年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。理事者より説明を求めます。

(会計管理者 高垣和寛) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、高垣会計管理者。

(会計管理者 高垣和寛) それでは、ただいま提案になりました認第1号「令和3年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定につ

いて」の提案理由説明を申し上げます。歳入歳出決算書に関する説明書によりまして、ご説明させていただきたいと思います。歳入歳出決算書の17ページをお開きいただけますでしょうか。実質収支に関する調書でございます。歳入総額におきましては25億8,651万7,000円、歳出総額におきましては25億5,295万円で、歳入歳出差引き額におきましては3,356万7,000円となっております。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額におきましては歳入歳出差引き額と同額の3,356万7,000円となっております。

次に、決算書の歳入歳出の決算事項別明細書によりご説明させていただきたいと思います。決算書の18ページ及び19ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。款1分担金及び負担金では、収入済額5億2,434万8,000円となっております。構成比は20.3%、対前年度比は20.9%の減となっております。内訳といたしましては、主な施策の成果報告書の11ページをお願いできますでしょうか。組合分担金算出表の(1)の表、右側でございます。香芝市が3億6,261万7,000円で負担割合は69.2%、王寺町が1億6,173万1,000円で負担割合は30.8%でございます。すいませんが、決算書18、19ページにお戻りいただけますでしょうか。次に、款2使用料及び手数料でございます。収入済額におきましては1億2,444万2,710円、構成比は4.8%、対前年度比は1.2%の減となっております。主な施策の成果報告書10ページをお願いできますでしょうか。(2)の一般廃棄物処理手数料、事業系手数料でございます。香芝市の許可業者手数料7,790万480円で割合は71.2%、王寺町の許可業者手数料におきましては3,149万7,440円で割合は28.8%、合計が1億939万7,920円でございます。次に、右側の表、自己搬入手数料でございます。香芝市の一般系では206万

2,464円、割合は13.7%で、事業系で787万400円で割合は52%となっております。王寺町の一般系では29万2,986円で割合は2.0%、事業系で481万880円で割合は32%となっております。合計1,503万6,730円でございます。次に、すみません、決算資料の18、19にお戻りください。款3国庫支出金でございます。収入済額におきましては2億8,669万1,000円で、20、21ページをお願いいたします、循環型社会形成推進交付金で2億5,945万円、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金で2,724万1,000円でございます。次に、款4繰越金では、収入済額1億6,470万7,668円で、前年度からの繰越金5,719万7,668円、繰越明許費繰越金が1億751万円でございます。次に、款5諸収入では、収入済額4,432万7,275円で、アルミ等の売却代金でございます。次に、款6組合債では、14億4,200万円、一般廃棄物処理事業債で12億8,100万円、市町村振興金貸付金で1億6,100万円でございます。すみません。主な施策の成果報告書12ページをお願いいたします。

地方債関係でございます。令和3年度末未償還元金は、右側の表の下にございます、23億1,270万円となっております。次に、決算書20、21ページにお戻りいただけますでしょうか。以上で歳入合計におきましては、予算現額25億7,178万7,000円に対しまして、収入済額は25億8,651万6,653円で、収入割合は100.5%でございます。次に、22ページをお願いできますでしょうか。歳出でございます。款1議会費では、支出済額90万5,264円で、議員報酬、議事録作成業務委託料等でございます。次に、款2総務費では、支出済額6,604万2,361円で、項1総務管理費で6,574万2,361円、項2監査委員費で30万円となっております。

ます。項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料では、職員6名の職員の給料、職員手当等でございます。次のページをお願いできますでしょうか。共済費では、人件費の合計におきまして5,348万3,345円でございます。次に、節8旅費では1万4,500円で職員出張旅費、節10需用費で75万9,906円で消耗品等でございます。節11役務費では31万4,121円で電信電話料で、節12委託料では230万1,774円で組合公式ホームページ作成業務委託料等でございます。節13使用料及び賃借料では、344万5,482円で、各種事務機器及び公用車借り上げ料等でございます。26、27ページをお願いできますでしょうか。節18負担金補助及び交付金でございます。542万3,233円で退職手当組合負担金等でございます。次に、項2監査委員費では、30万円の委員報酬でございます。続きまして、款3施設費でございます。支出済額24億5,910万6,237円で、項1施設費、目1塵芥処理施設費、節10需用費の支出済額におきましては1億4,147万4,010円で、消耗品、ダイオキシン対策用の薬剤購入費などで、燃料費では焼却施設用で光熱水費、電気代、水道料金でございます。節11役務費では、支出済額717万9,700円でございます。節12委託料では、支出済額2億8,536万5,330円となっております。ごみ処理業務委託料におきましては2億215万8,000円となっております。焼却施設の24時間体制での管理運営業務でございます。28、29ページをお願いいたします。再資源化処理業務委託料におきましては2,427万4,932円で、一般廃棄物処理施設整備・運営事業に係る設計・施工監理業務委託料におきましては3,592万800円となっております。次に、節14工事請負費でございます。支出済額20億1,865万5,680円となっております。ごみ処理施設定修工事では1

億4,383万6,000円、一般廃棄物処理施設整備工事におきましては17億4,989万2,680円、1号炉バグフィルター補修工事におきましては1億550万1,000円でございます。次に、節15原材料でございます。支出済額25万1,610円で工事材料費でございます。30、31ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金でございます。617万9,907円で汚染負荷量賦課金103万7,500円となっております。下水道新設工事負担金におきましては494万7,407円となっております。次に、款4公債費でございます。支出済額2,689万6,321円、目1元金、節22償還金利子及び割引料で2,595万2,000円、地方債元金償還金でございます。次に、目2利子、節22償還金利子及び割引料で94万4,321円となっております。以上、地方債利子でございます。以上、歳出合計におきましては、予算現額25億7,178万7,000円に対しまして、支出済額が25億5,295万183円となっております。執行率におきましては99.3%となっております。以上が令和3年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の提案理由とさせていただきます。慎重ご審議の上、原案認定賜りますようよろしくをお願いいたします。以上でございます。

(副議長 河杉博之) 大変にご苦労さまでございました。この件については、決算の認定でございますので、代表監査委員の高津監査委員にご出席をいただいております。それではまず、中谷監査委員より決算審査の結果についてのご報告をいただきます。

(議員 中谷一輝) はい、議長。

(副議長 河杉博之) 中谷委員。

(議員 中谷一輝) 決算審査について中谷……。

(議員 川田裕) いやいや、ちょっと待つて。ちょっと待つて。座つて。議

事進行。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 本口中谷議員に関しましては組合議員として出席しておりますので、監査委員としてそれを兼ねるということは、これ、許されな
いと思いますので、事務局が代理して読んでもらったと思います。

(監査委員 高津孝至) 監査委員が発表してもいいですかね。

(議員 川田裕) 議長に聞いてください。

(副議長 河杉博之) 暫時休憩します。

(休憩)

(副議長 河杉博之) 休憩を解いて再開いたします。すみません。ちょっと
こちらの手違いがございました。それでは、審査結果について、まず高
津代表監査委員よりご報告をいただきます。

(監査委員 高津孝至) はい。

(副議長 河杉博之) 高津代表監査委員。

(監査委員 高津孝至) 監査委員の高津孝至でございます。どうぞよろしく
お願いします。それでは、決算書の1ページからご覧ください。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました
令和3年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の審査を終
えましたので、その結果について報告いたします。審査対象は、令和
3年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算書及び関係帳
簿、証書類です。審査の方法は、管理者から提出されました審査対象
調書等に対しまして審査、照合を行い、計数の正確性、予算の執行状
況について慎重に審査いたしました。また、事務局から説明を受けま
して、より正確性を期しております。その結果、審査に付された歳入

歳出決算書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、諸帳簿及び証票書類と照合点検したところ、計数は正確であると認めました。なお、以下は、監査委員の合議が調いませんでしたので、各監査委員がそれぞれに意見を述べます。ただし、今言われたように、中谷監査委員が議員として出ておられるのでしたら、議長……。

(副議長 河杉博之) 代表監査委員、お座りください。ありがとうございます。それでは、今代表監査委員からございましたように、審査結果の合議が調わなかったということございまして、各監査委員の意見をそれぞれ述べていただきたいと思いますが、中谷監査委員におきましては本日は議員として出席をいただいておりますので、この意見について事務局のほうで代読をしていただきたいと思います。井上局長。

(事務局長 井上隆) 失礼します。中谷一輝監査委員の意見について代読させていただきます。令和3年度予算執行状況についても、概ね適正であると認められるが、特別公共団体の在り方に補足意見を述べることにする。令和3年度の香芝・王寺環境施設組合（以下組合という）議会においては各構成団体から抽出された事務の費用負担についての審議も多く行われた。然るに、その論点には各構成団体で乖離があり、特別公共団体の事務について解釈の不足が見受けられる。特に新ごみ焼却場の建設に当たり、その事務権限は特別公共団体にあり、その目的に係る事務は他の公共団体に負担せしめるものではないことは明らかである。しかしながら、組合議会審議においては、一部の構成団体では焼却場は香芝市に存するものであり、新焼却場建設に係る経費の負担はその団体が負担するものであると主張するものである。これらは監査委員として明らかに解釈に誤りがあると意見せざるを得ない。組合同規約第3条の管理運営に関する事務とは新焼却場建設に係る全ての事務に関するものであり、その解釈は規約の趣旨を逸脱するものであると指摘できる。一部事務組

合が設立された時点において各構成団体においてその事務は消滅しており、新焼却場建設に係る経費の負担は組合にあり、したがって組合規約第12条の規約により公正に負担割合を行わなければならない。ゆえに、令和3年度の事務執行については重要かつ明らかな瑕疵が見受けられることから、遅滞なく是正することを補足意見とする。以上です。

(副議長 河杉博之) ご苦労さまでございました。では続きまして、高津監査委員より決算審査の結果についてのご報告をいただきます。

(監査委員 高津孝至) はい。

(副議長 河杉博之) 高津代表監査委員。

(監査委員 高津孝至) それでは次に、私、監査委員高津孝至の意見を申し上げます。例月出納検査の機会を含め、財務状況と並行して組合の事務執行状況についても事実確認を行ってききましたので、内部統制の充実強化の観点から主な意見を述べます。地方行政を取り巻く環境が近年大きく変動する中、内部統制の充実強化を図るべく地方自治法の改正が行われ、都道府県及び指定都市においては内部統制に必要な体制整備が義務づけられました。一方、当組合を含むその他の市町村では任意の努力とされているところ、その前提として「地方公共団体においては、既に団体ごとの特性に応じて様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、一定の内部統制が存在していると考えられる」という状況が共通認識となっております。ここで内部統制を構成する基本的要素とは、当組合に当てはめると、①管理者の事業運営に関する意向、姿勢から導かれる統制環境、②組合事業に影響を与えるリスクの評価と対応、③管理者による命令、指示が適切に実行されるための統制活動、④必要な情報が識別、把握、処理され、組合内外や関係者相互に正しく伝えられ、確保されるような情報と伝達、⑤内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するモニタリング、⑥今日では事務執行に不可欠な技術的基

盤となっているITへの対応、以上6つを指すと言われております。そこで、これらの基本的要素を念頭に置きながら、確認した事実に関して意見を述べます。

1、財務会計システム、ITへの対応について、令和3年度に更新された財務会計システムは、契約に際し競争入札への努力はうかがえますが、結果として既存事業者1者応札で継続的な契約となっています。そこで、既存契約との内容を比較したところ、一見コスト抑制できたように見えるものの、提案見積りの一部に高止まり等の疑義がうかがえました。また、歳入歳出予算整理簿は、月別科目別金額等の基本チェック項目が一見して直接的に検証できるアウトプットにはなっておらず、手作業で関係金額を計算し直している様子であり、結局同システムは正確性、デジタルによる効率化など、決算会計の適正さを担保する検証作業に適合したものにはなっていないものと言えます。この点に関し、詳細は後述しますが、少人数の限界の中でも発注力、見積査定力を高めるよう工夫してください。

2、新旧施設の維持管理、工事監理、リスクの評価と対応について、老朽化した施設でゴミ処理業務を維持運営しつつ新施設の建設工事を監理しなければならない複雑な事業環境にあっては、業務が単に流れていけば安泰ということはなく、問題事象が発生するたびに管理者は当然、組合構成市町の理事者や組合議会等関係者に遅滞なく報告するとともに、課題を検証し、迅速に適切な対策を講じなければなりません。令和2年度の建設工事遅延の際に新ゴミ処理施設建設調査特別委員会及び組合議会で速やかに関係者に報告し対策等を確認すべき等と厳しく指摘された事務局は、工事進捗報告を年4から5回、緊急事態等は臨時議会でも報告すると約束されています。ところが、その後新体制となった議会では、当初に進捗報告された後は、予算説明の

中で触れているものの、工事及び安全衛生の状況等について具体的に報告されているようにはうかがえません。事務局長への聴取では議案説明の際に個別報告しているとのことですが、共通の状況認識に立ち、課題、リスクの洗い出し等にメンバーの知見を生かし、そして記録に残す内部統制上の重要な機能は正式に設けられた会議で果たされるものと考えます。また、現施設の経年劣化による最近の事故対応等に関しては、例えば令和2年度末からのバグフィルター緊急修繕対応では、令和3年10月議会の質疑においてごみ回収方法の変更によりコストメリットがあったものの住民への広報が遅れたとの反省を述べられました。また、令和4年5月頃の漏水事故では、約1か月分の水道料金相当の費用が発生、香芝市に料金減免を相談しているとのことですが、規則にのっとった申請であるとしても、市も給排水に経費をかけておられる中、過剰に負担を押しつけるわけにはいかないと思料いたします。ついては、これらの事象についても、報告基準を設けた上で適時に怠りなく議会等を通じて関係者に正式報告し、今後も経年劣化により発生リスクが高まる事故等に向けて原因究明と再発防止策の検討、記録保管をするようにしてください。

3、情報と伝達について、3-1、地域交流センターの整備等について、令和3年10月議会で可決制定された香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例、以下事務処理条例といいます、に関しては、組合構成団体である王寺町から奈良県知事に自治紛争処理調停申請がされており紛争状態にあると認識しているところ、その重複する部分については監査を留保しますが、一方で紛争の主たる対象であっても公布された条例に則して組合の予算ほか事務の執行に与える影響に関しては監査委員として注視すべきものとして、その限りにおいて関連事実の確認を行いましたので、ここに意見を述べます。事務処理条例で

は、周辺地域に対して実施するコミュニティー施設、周辺道路等及び関連事業等の整備を共同処理する事務の範囲として第2条第1項第3号に定めていますが、組合事務局としては予算や事業計画、組合事務に及ぼす影響を十全に検討するために条例制定に際してはいわゆる立法事実の収集、把握をまずは行い、法令審査ほかの手段を取るべきところ、行政事務監査の一環として、例えば香芝市地域交流センターの整備に関する事実の提供を事務局に求めたところ、手元にはほとんどなく、事務局によると香芝市の担当部署で作成されたと思われる地元自治会の協力に対する協力金額一覧表のみしか有さずに条例の制定に至ったとのことでした。これでは議会事務局として政策提案への支援機能を十全に果たしているとは言えず、残念ながら条例制定の過程において事務の適正を欠くと言わざるを得ません。なお、これに関してはさらに、行政事務監査の前提として関連事実の確認を行うべく情報の入手と開示を関係者に求めたところ、これを拒まれましたが、管理者は香芝市長として例えば地域交流センターほかの整備に係る事実を熟知しているはずですから、その事実を伏せたまま組合管理者として契約等の法律行為を行い、万一組合等に損害を生じることがあるならば、適正性よりもさらに大きな法律上の問題が生じるおそれがあり得ますので、早急に関連事実を関係者に伝達し、協議、調整ほか適正な手続を踏むようにしてください。

3-2、生活環境保全と周辺地域について、当組合が共同事業として行うごみ処理施設に関わる周辺地域については、議会議事録によると、特に令和3年度からは当該周辺地域を廃棄物の処理及び清掃に関する法律、以下廃掃法といいます、第9条の4に基づき生活環境の保全及び増進に配慮すべき周辺地域であると認識し、新ごみ処理施設の建設に関連して協定を結んだ香芝市の4自治会のみがこれに該当する

と断定したものがえましたが、当組合及び組合構成団体である香芝市、王寺町がこれまでに執行してきた事務を重ねて俯瞰してみると、例えば当組合が廃掃法第8条の規定に基づき新ごみ処理施設建設許可に際して添付すべきものとされた生活環境影響調査は王寺町及び香芝市の合計3か所で行っており、また現施設の操業中、地元との信頼関係を維持するためのいわゆる自主アセスメントとして毎年行っている生活環境影響調査の地点は王寺町4か所及び香芝市5か所の合計9か所です。一方、組合事務局から提供を受けた香芝・王寺環境施設組合に係る協定書等一覧表、資料3に記載された協定書及び協力金等の対象は、香芝市で4か所、王寺町は昭和54年から56年当時で8か所であります。これらの事実を総合してみると、周辺地域には行政区域内にあってごみ処理施設の設置に協力いただいている自治会等と廃掃法第9条の4に基づき生活環境の保全及び増進に配慮すべき周辺地域などが実態として混在しているために対策に関する認識が関係者間で混乱しているとも推測できます。この点、組合が周辺地域に対して廃掃法に基づき対策を講じるのであれば、法に基づき最低限講じるべき対策を基礎に必要と効果に応じて法制度の趣旨にのっとり考え得る対策を加える一方で、組合構成団体の各市町が実施している各種住民福祉政策等との公平をも衡量しながら、明確な基準を定めて恣意的で公正を欠く施策とならないように注意を払いつつ周辺地域を選定し、対策を計画、実行すべきものと考えます。

3-3、円滑な組合事務及び議会運営のための法令解釈について、組合事務局には管理者の命令、指示により組合事務を適正に執行することと併せて議会事務局として議会運営が円滑に進むように支援する機能が求められます。要員が限られた当組合事務局では、これら各種機能を効率的、効果的に執行できるような工夫が不可欠です。ところ

で、令和3年10月の議会以降、条例制定及び議員辞職等に関連し、あるいは議員の退出と懲罰動議が行われるなど、議事録においても議会運営が円滑に行われているとは言い難い状況がうかがえます。散見される事務停滞の多くは、関係者による法令解釈の違いにその要因があるものと思われます。これに関して、活用される行政事例も、直面する問題に対して一義的に回答が得られるものであれば難しくないのですが、そのようなケースは案外少なく、それを補うべき法令解釈の図書も著者により見解が異なることが多々見受けられます。そこで、結局、特に法令解釈に議論が生じるような微妙な問題に関してはより慎重に対処し、法務専門家の意見や場合によっては所管本省への書面による意見照会を通じて具体的な解釈回答を得る等の努力を尽くして円滑運営の十全を図る必要があります。その上で、問題が停滞する前に事務局としては客観的、合理的な法令解釈、あるいはその選択肢を示して関係者に助言すること等により支援機能を果たすことが求められます。また、事案のうち、申請等手続の形式上の不備を発見した場合には、速やかにその補正を指示することで問題が大事に至らずに済むのではないかと考えられますが、これら形式上の問題を含め、現在に至るまで事務局が何らかの打開策を講じたようにはうかがえず、その点においては事態を放置し円滑運営の努力を怠っていると言わざるを得ません。

3-4、情報、伝達の仕組みについて、組合事務の健全で円滑な運営のためには管理者と事務局との間は当然、構成団体である両市町の理事者、議会ほかの関係者間の意思疎通を密に図ることがまずもって重要であるところ、最近までは理事者間においても首長、関係部課長会議等の意思疎通の場を仕組みとして設けたようにはうかがえず、また環境保全への配慮に関連して地元住民の意見を伺う会などを組合と

して定期的を開催してはいなかったような様子です。内部統制の充実強化の観点から、情報収集、分析及びその伝達の機会を仕組みとして持っていることは事務の遺漏を防ぐ意味でも重要です。そして、事務に係る今回の監査においても、各種協議の過程や意思決定に係る事実の記録、いわゆる証拠が有効に残されていませんでしたので、後年にも意思決定が適正に行えるように記録し保管すること及び施策の検討に当たっては客観的事実を俎上に上げ事実に基づいて議論すること、これらの点の改善に努めてください。

4、最後に、特に現在組合では新ごみ処理施設の建設に向けて事業を進めています。既存施設の解体を含めて大規模な工事であり、また運営についても長期の民間委託の方法を予定していることから組合の事業を取り巻く環境は複雑多岐にわたり大きく変化しつつあるところ、労働災害や事故に係るハインリッヒの法則にいうように、重大な事故が発生する背景として水面下に潜む軽微な事故及びヒヤリ・ハット等の極小な異変に気づき、予防策を講じることが安全確保のためには重要です。当組合の施設は、廃掃法に定めるように、環境保全に努め、地域住民に配慮しながら安全、安定的に操業しなければならないのですから、何にも増して施設本体の工事及び運営管理に細心の注意を払い、日々の業務執行にも万全を期さねばなりません。そのためにも、従来以上に内部統制を強化していくことを求めます。そして、繰り返しになりますが、ITシステムや法令解釈、契約等の法務に関しては、組合事務局の人数に限られ専門性に限度がある中では少なくとも出向元の専門家の助力を求めるほか、外部のネットワーク等知的資産をも活用して、足らずを補いつつ効率的、効果的に事務を進めるように努めてください。以上、決算審査のご報告といたします。

(副議長 河杉博之) 大変にご苦労さま、またありがとうございました。そ

れでは、これより質疑に入ります。質疑のある方はご発言、挙手をお願いいたします。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 決算ですね。

(副議長 河杉博之) 決算です。

(議員 川田裕) よろしくお願ひします。まず、決算書の、決算説明書ですね、の事業系手数料につきましてお聞きします。

19ページ、1億939万7,920円の決算が上程されているわけですが、これに対して令和3年度の検討の事項の確認ということでお聞きしますが、現在物価高騰等もありまして昨年度あたりから物価が上昇していると、特にエネルギー関係、CPI関係で見れば特に食料品及びエネルギー関係だけが特化して上昇してるという傾向から鑑みれば、これ、事業系の手数料ということに関して今現在の適正性に関してはどうような検証をなされたのか、それをまずお聞きいたします。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 失礼いたします。手数料につきましては、令和2年にその前の10年ごとの見直し等、また周辺地域との、行政自治体との均衡化を図るということで改正いたしまして、それに基づいて運用しております。確かにこの令和3年、4年で物価、エネルギー費用の高騰が進んでおります。この令和2年4月に改正いたしておりますので、コロナ前でしたんで、その後の社会情勢等を見極めた中で周辺自治体との均衡も図りながらいろいろ検討を重ねる必要があるのではないかと見て調査を進めていきたいと考えております。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 令和2年度に一度見直しを行われてるっていうことでお聞きしとるんですけども、大体でもそれ以降じゃないですか、この物価の高騰っていう、物価っていうか、価格の高騰ですよ、ということが行われたっていうことは。それをだから鑑みますと、周辺地域っていうのも大体、自治体、早いところもあれば遅いところもあるので、そのどこを具体的に指して言ってるのか分からないんですが、まずは独自で、そういう統計上の数字等も出とるわけですから、それと実際にかかっているその経費に対するその案分率の一つになると思いますので、そういった計算っていうのは簡易にできるものではないかと、このように考えます。一応だから現在のこの令和3年度のこの1億900万何がしというものが、これが適正なのかどうなのか、逆に経費が上回った形になってるのか、まずそこの分析を明確に議会のほうにまず示していただきたい、このように思いますので、お願いを申し上げます。

それともう一点、自己搬入手数料、これが1,500万何がしが計上されているわけですが、これ、令和3年度、これは各構成団体における議会の審議においてもいわゆる粗大ごみ等、後で出てましたけどね、粗大ごみも、等ですね、それとか自己の、自己で搬入するその手数料等もありますけど、これ、大体土曜日、日曜日が休みなんですよ、美濃園のほうは。我々も多くの住民からの苦情をいただくんですが、自己の車を借りてそして美濃園に持っていこうと思ったって、大体土日がお休みの方がほとんどですので、おおむね多いので、持っていきたくてもいけないんだと、平日にやろうと思えば何点か限られた数量しか出せないんだということで、そういった意見も多くいただいて、構成団体の議会ではそういった審議もさせていただいてたわけ

ですね。これ、しかし美濃園が開いてないことには運びたくても運べないわけでありまして、そのあたりの改善としましてどのような検討を行われたんですかね、構成団体で当然議論してるわけですから当然に組合のほうにもそれは渡ってたと思うんですけどもね。そのあたりはいかがですか。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 現在は、それぞれの市町のほうに当日に許可申請いただいて、それを持って美濃園に来ていただいているという状況でございます。確かに土日は庁舎も美濃園も閉まっておりますのでそれは対応できておらないというのは確かですけども、それで住民の方にご不便をかけてるっていうのも私も分かりますので、いろんな方法をこれからも検討していくべきかなと、その許可の方法も含めてこれから慎重に審議して考えていきたいと考えております。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) ぜひそこは早急にお願い、もう何年も前からこれ、多分出てますんで、進めていただきたい。毎週開けるっていうことになれば組合の運営っていうことに関してはちょっと厳しいところもあるかもしれませんが。ところがただ、何か月に1回そういった開放デーっていうのを設けてその間にそこに捨てに来ていただけるというような環境を整備していくっていうのは、これは容易にできるのではないかな、このように思います。まして、これはいつも言ってます持論ですけども、そもそも、そもそもですよ、日本の今経済っていうのは需要を上げましょと、どんどん需要を高めましょと言ってやってるわけですよ、政策的には。しかし、ごみを捨てるなっていうことになれば物を買えないわけですよ、買ったって置く場もないし、捨てれないんですから。そこが矛

盾した環境を今生んでしまってるんじゃないかなというところは適切に言えると、これ、思います。適切な焼却っていうものをできない限りは新しい需要というものも当然見送ったりとか、そういったことになってしまくと、食料とかそういった需要っていうものはそれは定期的にあるんでしょうけど。だけど、物品というものなんかになってきましたら、焼却っていうのはこれ、必ずセットもんであると思いますので、そのあたりを地域の経済ということも考えてやっていただきたいなと申し上げておきます。

それともう一点、これ、21ページの循環型社会形成推進交付金並びにこの二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、具体的にどういったものなのか、これをご説明いただけますか。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 新施設の建設に当たりまして国からの交付金を受けておるんですけども、一般会計の循環型社会形成推進交付金を受けております。そのほかにエネルギー対策特別会計っていうのがございまして、そちらのほうで二酸化炭素排出抑制対策事業、脱炭素系ですね、今度の新施設につきましては余熱を、焼却熱を利用してボイラー、タービンを回しまして発電をしますので、その分がこちらに対応しておりますのでその分で、しかもこちらのほうが補助率が有利ですので、その分をこちらに該当するということで、その分の補助金を別途頂いておるといふ、2本立てになっているという形でございます。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 大体それは交付金の、建設時のね、交付金のこのいろんな要件がありますので、その要件に当てはめていかなければ、こういった

交付金っていうのがもらえないわけですけどね。それは前々から同じなんですけども。ただ、1点気になってるのは、今ある公共団体では、ごみ辞典とか、ものすごく複雑で高齢者の方がものすごく苦しんでおられると、細かい作業分けがあつて。結局これ、集約されるけども、それがじゃあそこでどういったものに役立ってどういった効果があつたのかっていう成果報告すら今現在行われてないっていう市がいっぱいあるんですよ。ところが、先日も国会でやってました。今現在やられて、プラスチックの規制とかがまた出てきましたね、分けなけりゃいけない、分別しなけりゃいけない、出てきました。しかし、これ、交付金っていうものは、これ、内容を読みますと、発電、今おっしゃったように発電、タービン等、いわゆるその熱の利用を最大的にやっていこうじゃないかということでこれ、決めてるわけですよ。ところが、地域によってこれ、ごみの分別を徹底的にやられますと、その熱量が火力として出ないわけですよ、少々のプラスチックとか、燃やしたペットボトルなんかもそうですよね、燃やすということによってね。だから、それによって熱量が出るわけでしょ、それがイコール変換されて電気になると、化石燃料もそれを使わなくなるという。効果的には同じなんですけど、それが国会答弁でも、質疑でもやられてたんですが、大きな焼却場、何団体も、10団体、20団体の広域行政でやってる場合だったら可能なんですよけど、こういった2団体とか、小さなところにくるとその熱量が全然担保できないんだと、そういった場合は環境省、どうするんだと、このような質疑がありました中で、環境省の答弁としては、それは地域の特性に応じてさせていただく、やらせていただきたいと、このように答弁しとるんですね。そういったことから鑑みますと、この香芝市なんかだったら、今の生ごみとかそういったほかのごみ類、熱量の弱いものですね、こういったもので全然そのタービンの熱量って上がらないでしょ、

今現在我々はもう環境省にも聞いてやってるんですけど、上がらないわけですよ。その方針っていうのを今からも決めていかないといけない。令和3年でもこの話は出てたかもしれませんので、そのあたりの検討っていうのは今どのように令和3年度では行われたのかご説明をお願いします。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 廃プラ等につきましては、それぞれ市町の行政の施策も含めて今考えることになっています。ただ、焼却場としましては、先ほどおっしゃられたように、その熱量を得るためにはプラスチックを燃やすのが一番効果的っていうのはもちろん分かっておりますんですけども、ただその辺の国の施策等々も鑑みながら慎重に進めていくべきではないのかなと考えております。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) いや、慎重っていうか、要は環境省等の確認を取ればいいわけでしょ、僕もまた別で個別に行ってきますけども。だけど、こんなものは、国会で答弁をやってるんだから、そうでしょ、じゃああの国会の答弁はうそだったんかっていうことになるので、これ、容易に取れていけると思うんです、確認としては。その確認さえ取らなければ、また後で交付金を削りますよとか、そういった脅し材料に使われたらたまったもんじゃないじゃないですか。そういった大事なことっていうのは速やかに確認を取っておくべきじゃないんですか。担当者によって回答もちょっと国のほうもたまに変わるときがあるんですけども、国会の答弁が残ってるって、これ、非常に大きなことでありますので、これは我々のような小さなこの特別公共団体に関しては非常にありがたい答

弁であったと、このように思っとるわけで、だからそこは他人事のように言わずに、自ら我々がやってる、運営してる組合なんで、そこは有利に少しでも進めるように、これ、令和、この4年度はまだ残ってますんで、ぜひとも環境省等に伺ってその確認をいただきたい、このように思います。お願いしときます。

それと、これ、次、歳出のほうに入りたいと思います。22ページ、23ページの歳出、議会費ですけども、これ、議員報酬っていうのがこれ、規定どおり支出されているわけですね。この令和3年度っていうのは平常よりも多い議会の開催も、開かれたんかなと、非常に議会の話合いと、するっていうことに関しては、議論、審議ですね、するっていうことは非常によかったんではないかなと思うんですが、このときもでも議員さんが欠席したときもありましたね、令和3年度も。今年度になってからほとんど出てこられていない。これ、議会、通知しました、そして議会の日程の調整もさせていただきました。先日も、お聞きしますと、この日は駄目だ、この日も駄目だ、あの日も駄目だ、なかなかこちらも超多忙で忙しい中、調整しながらこの議会に出てきてるわけですけれども、その内容を聞きますと全部王寺町長の予定だったじゃないですか。結局挙げ句の果てに出てこられてないんでしょ、それ、調整をつけてやっても。一体どういうことなんですか、これ。これ、1度、2度ならず何度も何度もですよ。まして、理由も、先ほどご決議賜りましたが、議会のことを理由にして休むっていうのは、これ、権限がありません。権限がないことを理由としてやるっていうことは、これ、どういうことなんですかと。この間、管理者に説明を求めていただきたいということでやりましたね。これ、説明を取っていただいたんですか、求めていただいたんですか。

(事務局長 井上隆) ちょっと先に。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) その件につきまして管理者と今その質問の確認を取りまして、この間も一回見ていただいて今修正を加えておりますので、間もなく王寺町長のほうに提示させていただきたいと考えております。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 早急にやってください、これね。また今回も結局これ、王寺町長の日程云々を聞きながらやって、我々の都合のいい日は全部駄目だと言われて、そして今日出てきたら来てないじゃないですか。人を何だと思っているんですか。話合いのテーブルに去年から着くって、これ、決めてたんですかね。だって、この間の管理者の答弁だったら、ほとんど行われてないんでしょ、かみ合わないんですよ、言ってることが。今監査委員さんからの、代表監査委員さんからご指摘もいただきましたが、ちゃんとそういったことをきっちりしなきゃいけないというようなことも意見をいただけて、やっぱりやらない、向こうは蹴られるわけでしょ、全部。これ、一体どういうこと。その原因究明をやってくださいよ。結局その今日のこれを、監査委員さん、ちょっとお言葉を借りて申し訳ないですけど、議論がかみ合わないと言われるけども、これ、ちょっと誤解もあって、我々議案提案者として議案を提出して、それに対して答弁をする側なんですよ。条例制定のときでもそうだったんです、条例もですね。だけど、審議がない、審議がないって言われるけど、審議するのはあなたたちじゃないですか、質疑権を持つてるのは。答弁者にあるわけじゃないでしょ、質疑される側が続く以上、こちらは続く答弁をやるわけだから。それを審議がないと、こういうふうはこの表に出るこういう資料に書かれてたら心外ですよ。これ、議長、監査委員さんに質問してもよろしいんですかね。

(副議長 河杉博之) はい、どうぞ。

(議員 川田裕) お聞きしたいんですけど、先ほどの意見の中で高津監査委員さんがご指摘いただいている部分で、5ページのちょうど中段辺りに当たるとは思いますが、令和3年10月の議会以降、条例制定及び議員辞職等に関連し、あるいは議員の退出と懲罰動議が行われるなど、議事録において議会運営が円滑に行われてるとは言い難い状況だとうかがえたところ、散見される事務の停滞の多くは関係者による法令解釈の違いにその要因があるものと思われるので、こう書かれてるんですけど、これ、具体的に何のことをおっしゃってるんですか。

(監査委員 高津孝至) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、高津代表監査委員。

(監査委員 高津孝至) これから今の質問に対してお答えしますが、まず議長に先に私の立場を明確にさせていただきたいと思うので、法令に基づいてお答えください。私は議論をする立場ではないと思ってるんですが、私の監査委員としてこれに答える立場を教えてください。

(議員 川田裕) はい、はい、議事進行。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) いや、これは、理事者に質問するに当たり監査委員さんの意見をいただいているわけですから、それが抽象的に書かれていますので、それを具体的に確認をさせていただいてるということでもあります。

(監査委員 高津孝至) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、高津代表監査委員。

(監査委員 高津孝至) その意味では、まず10月の議会において、その前後に、違う、3月か、ごめんなさい、以降ですね、10月の議会においては条例の話だったんですが、条例のそこはあれとしまして、3月以降ね、今言われてるその、条例のは、すいません、紛争処理の過程である

ので、私が言うとややこしくなるので留保させてください。議員の辞職に関してのところ、それから欠席に関してのところ、どうするかということなんですが、地方自治法の解釈例規に基づきますと、議員の辞職に対してどう書いてあるか、それをどう解釈するかですが、私は、当組合の規則でも議長が辞職をするときには、閉会中ですね、副議長に許可を取るということになっている、それから議員を辞職するときには議長に許可を取るとなっているはずですね。はずですね。それをどう解釈するかということなんですが、基本的に私は議長が議長に許可を取ってというのは、これはちょっと恣意的で問題があるかなと私は思っています。でも、弁護士見解等によるとそれはできるんだと言ってるところもあると聞いております。だから、そこでも解釈が違ってくるんですけども、それでじゃあ手続的にどうかといいますと、議長が手続として事務局に出すときに、辞職願として出します。それが議員辞職願として出したら、それが議長宛てになってたとしたらこれは形式的な間違いではないかというふうに私ならすぐに気づきます。それで、次に言うならば、閉会中ですから副議長宛てに出してください、これをすれば簡単に解決ができたんじゃないかと思っております。その後、話を聞いてみると、今度は議会が始まったというときのまで飛んでもいいんですけども、副議長ですね、多分、私は事務局から聞いてるのであれなんですけれど、辞職について私は聞いていないと、だからその議会の中にはかけられないという話になってたんですが、もしそれがじゃあ改めて副議長さん、すいませんと、書面で出ていますとやったときに、今度は議会にかけたらどうなるかってことですね。議会にかけたときに、いろいろ事務局の話を聞いてみたりしていると、それは許されないと、議員辞職も許されないと、なぜかという議長が議長に許可を取ってというのは、これはちょっと恣意的で問題があるかなと私は思っています。でも、議員の辞職ってというのは

できるんですね。地方自治法……。

(議員 川田裕) ちょっといいですか。もうちょっと短くやっていただけないですか。

(監査委員 高津孝至) すいません。

(議員 川田裕) もう今で十分……。

(監査委員 高津孝至) 私は議論には慣れていませんので、だから最初に立場を聞きましたけどね。

(議員 川田裕) 十分分かりましたんで。分かりました。

(監査委員 高津孝至) 詳細に具体的に説明しようと思ったら長くなるんで、これはごめんなさい。地方自治法の解釈例規、行政実例じゃなくて判例として出ているのは、議会に議員の辞職は提案されたら、提案されたらですね、これは合理的な理由がない限り拒否できないと書いてあります。だからそうすると、議会を開いて議員の辞職を審議にかけたら拒否せずに認められたはずであると、そういう解釈の違いが出ている、こういったようなことがいろいろあります。

(副議長 河杉博之) 分かりました。高津代表監査委員さんの今の……。

(監査委員 高津孝至) 私の意見です、私の意見。

(副議長 河杉博之) いや、全然それで結構なんですけど……。

(監査委員 高津孝至) 議論する気はないです。

(副議長 河杉博之) 分かりました。それで結構なんですけれども、監査委員さんがお聞きになられた内容で解釈をされたというのが今のお話という形で理解をさせていただく……。

(監査委員 高津孝至) それと議事録を見て。

(副議長 河杉博之) それはあくまで確認です。

(議員 川田裕) はい、はい。はい、はい、はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 言われることはちょっと我々の感覚と、これは議会で決めてたことだから理事者側からどうのこうの言われることじゃないんで、これは全国議長会にも確認しながらやっていますので、そこはもともと辞職願を出される方っていうのはその本人にその権限って一切ないんです、除斥事項がありますのでね。もともとないので、それをどう解釈されたんか分からないけども、書いてるからやっついていいんだとか、いろいろ言われて我々の話を聞かれないので全然話が、内容が説明すらできないという状況であったのが事実であります。部分的に、はしよってそうやって、監査委員さんにどのように話をされてたんかは分かりませんが、ちょっと事実と違うなと今聞いてまして思いました。

(監査委員 高津孝至) すいません。

(議員 川田裕) いや、ちょっと待ってください。

(監査委員 高津孝至) 議長に。

(議員 川田裕) 今、今発言……。

(監査委員 高津孝至) いや、私は議論をすることはないと断ったはずですよ。

(議員 川田裕) 発言中で言ってるんですよ。

(副議長 河杉博之) だから、議論、議論は……。

(監査委員 高津孝至) 議員じゃないですから、私は。

(議員 川田裕) いや、ちょっと待って。ちょっと待って。監査委員で出ておられるんだから、説明のために121条の規定でそこに座っていらっしやるんでしょ。

(監査委員 高津孝至) 議論をすることではないですよ。

(議員 川田裕) いや、議論じゃないでしょ。

(監査委員 高津孝至) 議長は言われてました。

(議員 川田裕) 説明に対してそれを……。

(監査委員 高津孝至) いや、あなたは私の意見に対して反論したじゃないですか。

(議員 川田裕) 反論じゃないんですよ。説明に対して、説明を求めているわけです。

(監査委員 高津孝至) 違う。

(議員 川田裕) 違うじゃない。

(監査委員 高津孝至) そうは理解できませんでした。

(議員 川田裕) 違うじゃない。違うじゃない。

(監査委員 高津孝至) 監査委員としては理解できませんでした。

(議員 川田裕) 違うじゃないでしょ。そんなもん、全然違うやん。法律をよく読んでくださいよ。

(監査委員 高津孝至) 法律をよく読んでください。

(議員 川田裕) じゃあ、聞きますけど、これ、議会の内容のことにもこれ、監査で指摘されてますけども、これは確認ですけれども、地方自治法のどの条項によって議会のことに対して監査されてるんですか。

(監査委員 高津孝至) はい。

(副議長 河杉博之) はい、高津代表監査委員。

(監査委員 高津孝至) 第何条の何という法律の具体的なことを細かく追及されると、急に言われても私はあれなので、文面で、文書で出していただいてそれで答えるかどうかですけど、感覚で、言ってるところを大きなところでいいますと、地方自治法199条に監査委員の権限がございます。監査委員は必要があるときにはいろんなことを聞くことができる、その対象については理事者だけではなく議会も対象にすることができる、議会の運営についても対象にすることができるという解釈を得ております。ただし、私、気をつけていただきたいのは、今回議会について直接言ってるわけではありません。だから、その辺が、誤解だと言

うんですけれど、議会を運営する理事者側の、議会事務局としてのサポートするいろんな機能があるでしょうと、それが十全に果たされていないという言い方をしております。議長はよく分かっていたらと思います。議長はよく分かっていたらと思いますが、そういう意味であります。何度も言いますが、私はこれについて議論をする気はなくて、私の意見についての説明をして、もしそれが違うということであつたり措置をする必要がないということであれば改めて、これは事務監査ではありませんけれどそれに準ずるようなものとして意見を上げていますので、改善措置をするのか、あるいはしないでこうだと解釈するのかということは、改めてこれこそ地方自治法の文面に、条例に、規定に沿って文書で公表されたらいかがでしょうかと思います。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) 川田議員に申し上げます。一応代表監査委員は……。

(議員 川田裕) いやいや、ちょいちょいちょいちょい、はい。

(副議長 河杉博之) はい、じゃあ川田議員。

(議員 川田裕) いや、議論するつもりはないとか、今自分が言っておられるんじゃないですか。こちらは第何条か教えてくださいと説明を求めているだけでありまして、それに関係ない、聞いてないことをいろいろしゃべらないでいただきたい、議会の中で。何なんですか。これ、逐条にも書いてますけど、監査っていうのは当然議会における審議等を含まないのは、これ、もちろんのことであると逐条にも書いてます。今199条とおっしゃいましたよね。199条がたまたま今手元にあるんですよ、全部。そのどこに、何条に議会が、それが対象になるっていうことを書いてるんですか。書いてないですよ、私は今日全部読みましたけど。だから、それはまあまあ、それはもう議会でまた判断しますが、こういう書かれ方をしたら何か議会が違法な行為をやってるように読み取れ

るといふ方もいらっしゃるから、これ、オープンになってますんで、その辺はちょっとご留意いただきたいなど、このように思います。もうこれ、もう監査は結構です。そういったこともありまして、特に理事者に関しまして、ちょっと寄り道しましたけども、これ、議会審議に出てきて、先ほども言いました121条でこの審査する我々は権限がもちろんあるわけですし、管理者等々もそれに対して説明する義務があるわけじゃないですか。それ、121条に規定されてるわけです。ただし、正当な理由がある場合はそれは欠席なされてもいいですよと、このように書かれてるわけです。じゃあ、その正当な理由っていうのは誰が認めるのかっていうことになってきまして、それは議会で、今議会を開いてるんだから議会じゃないですか、そういう判断をしていくのはね。そういうことになってくると、このように思いますので、先ほどおっしゃったように早急に確認を取っていただきたいと。なぜかという、これはもう完全に信用関係に関わってくるので、話しすらできない、出席もしない、まして議会が横暴であるようなことを言われてるわけでしょ。これ、どんな企業であろうが民間であろうが何であろうが、そんなこと、言われ方をして、これ、信用問題じゃないですか、信頼関係に関わる問題じゃないですか。そこで、もう一点お聞きしたいんですが、これ、地方自治法の中に、もうこんなことを続けられるんだったら脱退されるんかなって我々は見てるんですけど、もうだって信頼がないし、それにこんなうそをつかれたっていうか、議会被辱されて、我々は何の違法行為もやってないのにいかにも違法行為をしたような理由書になってましたね。信頼関係に関わるので脱退されるんだったら脱退されたらいいと思うんですけど、こんなことが続くようだったら解散協議っていうものできるわけでしょ。地方自治法に規定されてますよね、解散協議っていうものをね。そういうものをやられたらどうですか、これ、続くんだっ

たら。もう無理でしょ、はっきり言って、こういう状態が続くんだったら、一緒にやっっていくなんか。だから、王寺町は王寺町で自分のとこで建設なされたらいいじゃないですか。この間の特別委員会も、わざわざ開いて、せっかく王寺の議員さんたちともう一回、ゼロベースでもう一回ちゃんと話し合おうよと、冷却期間もあつたらうということでも、それでも休まれてるしね。何ら話すらもできないし、テーブルを設けて理事者同士の協議も行ってくださいって言うてもそれも進まないでしょ、一向に。もうこれ、無理じゃないですか、こんなね。許容範囲を超えてるでしょ。その点、いかがですか、解散協議。

(副議長 河杉博之) はい、福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 私としてはまだその段階ではないかなと思います。ただ、当然どういうふうなこと、プロセスとして調べるのは調べますけども、まだ粘り強く一緒にやっていきたいというふうには考えております。ただ、当然のことながら、そういった場合どういう影響が起きるのかは計算はしていかなければならないです。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) いや、もう別に、だからこういう内容で欠席なされてるいうことは前回の会議でもちゃんと決議を諮っていただいたわけですよ。正当な理由に当たらないというご決議をいただいているわけですよ。まして、今日全く同じ理由でまたされてきてるわけでしょ。これ、非常に心証が悪いんじゃないですか、こういうことをやられてたら、嫌がらせでやられてるのか何でやられてるのか知りませんが、これ、みんな。町長さんの都合も含めてやっここで今日の日日に決まったっていうことで、来たら町長さんは来てないと、副管理者が来てないというね。情けないですよ。我々、今日こんなん、忙しい日程だったんですよ。

ね、無理やり時間を空けて皆さんに今日都合をつけていただいたんですけど。残念ですよ、本当に。本当に残念ですよ。結局この令和3年度のものに関しても、前々からこれ、令和3年度特に議論させていただきました負担割合に関しては、これ、一円も計上されてませんよね。その点、いかがですか、確認だけ。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 令和3年度決算におきましてはまだ反映はしておりませんが、今後それも反映した中で進めてまいりたいと考えております。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 反映されていないというご答弁であったと思います。一歩もこれ、記憶をたどれば平成24年ぐらいからずっと言ってることなんですけどね。もう分かりました。これで質疑を終わります。

(副議長 河杉博之) ほかに質疑ある方、いらっしゃいますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切りとします。これより討論に入ります。討論のある方はご発言をお願いいたします。討論はありませんか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、討論を打ち切りとします。

これより認第1号令和3年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。認第1号については原案のと

おり認定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議ありの声)

(副議長 河杉博之) 異議ありということでございますので、討論をお受けいたします。反対の方の討論をお受けいたします。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 令和3年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算審査についての反対の理由を申し上げます。そもそも費用負担ということで、組合の事務に係る費用については規約に規定されるとおり一定の割合で負担がされるわけですが、前々から言っていましたが、香芝市に焼却場があるので香芝市が負担、それを、経費をなぜ負担しなければならないんだという副管理者の答弁が令和3年度にもございました。それはどう考えても解釈できるものではありません。現に令和3年度の決算においては、そういった負担割合の話合いを設けるように何度も何度もこちらが申し上げましたが、一向にそういった内容自体も今の答弁では確認できなかったということで遺憾であります。よって、令和3年度に関しては否認定といたします。

(副議長 河杉博之) 賛成の方の討論をお受けいたします。討論はございませんか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) それでは、採決に入ります。認第1号令和3年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の方の

起立を求めます。

(賛成者起立)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。賛成なしと認めます。よって、認第1号令和3年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については不認定といたします。高津監査委員さんにおかれましては、大変にありがとうございました。ご苦労さまでございました。ここで暫時休憩をいたします。

(休憩)

(副議長 河杉博之) 休憩を閉じて再開いたします。次に、日程第4、追加議案の議第6号令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について、を議題といたします。理事者より説明を願います。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 失礼いたします。ただいま上程になりました議第6号令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について提案理由をご説明申し上げます。議案書3ページ及び一般会計補正予算書1ページをご覧ください。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億9,591万4,000円とするものです。今回の補正を行います内容としまして、まず歳入につきまして、補正予算書8ページをご覧ください。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1組合市

町分担金で292万2,000円の増額、王寺町分で292万2,000円の増額でございます。続きまして、歳出でございます。9ページをご覧ください。款3施設費、項1施設費、目1塵芥処理施設費の節18負担金補助及び交付金で292万2,000円の追加をお願いするものです。補正の理由といたしまして、現在工事を進めております新焼却施設の建設の同意に対しまして周辺地域の自治会が要望していました関連事業の費用について、組合が自ら行うべき事務の事業と認め、本案を議決いただきました後に締結を予定しております参考資料1及び2の覚書同意書に基づきまして、過去に香芝市が負担した費用の一部を令和4年度分の償還金として香芝市に支払うためのものがございます。また、債務負担行為について、でございますが、補正予算書4ページをご覧ください。地元対策関連事業に関する償還金を新たに令和5年度から令和23年度まで設定することが1点と、組合が必要とします公共下水道の事業を組合の事務とし今後香芝市上下水道事業が負担する費用を償還していくための債務負担行為の限度額の設定の、合わせて2点でございます。令和4年度補正予算（第2号）の説明につきましては以上でございます。何とぞ慎重に審議の上、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

(副議長 河杉博之) それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。はい、川田議員。

(議員 川田裕) よろしくお願ひします。地元対策費っていうことで、これ、昨年度からいろいろ審議がなされてきた事項であります。これ、見ますところ、令和5年度から令和23年度までが償還の期間、債務負担行為を組んでますんで、その間が償還の期間かなと、このように思うわけですが、これ、合計で20年ということではよろしいんですか。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) まず、この番号1、2につきまして20年の償還を考えております。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 公共下水道事業に関するもの、これ、本年度の構成団体での決算でもお聞かせいただいたんですが、去年にそういった申請等、県知事に対する申請等を行ってその許可が下りて、そしてやっとこれ、工事、来年、補正予算を組んでるっていうことはもう工事にそろそろ入っていくと、こういう過程ですけれども、その詳細を教えてくださいか。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) まず、令和4年度につきましては、設計のほうを下水道のほうにお願いいたしまして、5年度から工事をお願いしています。それは、いずれも補助事業でございますので、実質的な負担が、設計については4年度ですけれども負担は5年度、工事については5年ですけど6年度からということで、それぞれ40年償還でございますので、期間につきましては、設計につきましては始まりますのが5年度から、その後1年ずれて工事が終わる、償還が終わるのが45年度ということで5年度から45年度ということにさせていただいております。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) これ、公共下水道事業に関しまして、これはだから補助率は全部で何%ぐらいになるわけですか。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 2分の1と聞いております。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 分かりました。じゃあ、これ、地元関連事業に関して、また話が戻るわけですけども、これ、一部のものですよね、これね。全体でだからまだ事業が終わってないものもあるわけですよ。それも含めまして大体、おおよそでよろしいんですが、大体概算どれぐらいの額になりますか。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 参考資料1の別表のほうの事務費用金額のほうで大体概算で出しておりますぐらいになろうかと考えております。

(議員 川田裕) 幾ら。

(事務局長 井上隆) その次の参考資料1の次のページに。裏です。すみません。

(議員 川田裕) はい。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) じゃあ、これ、償還金額って書かれている別表ですね。金額が書かれていまして、地域交流センター整備事業が1億762万1,520円、事業費用償還、道路新設事業が7,833万何がし、道路拡幅事業が4,500万円、甲乙協議して定める額、道路拡幅事業が、これも甲乙協議して定める額、道路新設事業、甲乙協議して定める額、スポーツ公園事業、甲乙協議して定める額っていうことで、道路新設事業と地域交流センターが甲乙協議して決められた額という、こういう解釈でよろしいですか。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 今回はその参考資料2のほうで協議書を交わしております。それが甲乙協議した額になっております。残りにつきましても同様に協議書を交わしまして、金額を決めてまいりたいと考えております。

(議員 川田裕) 分かりました。

(副議長 河杉博之) ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切りとします。これより討論に入ります。討論はございますでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 討論もないようでございますので、討論を打ち切りとします。これより議第6号令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について、を採決いたします。議第6号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。皆様方のご協力によりまして議事が滞りなく進行できましたこと、お礼を申し上げます。ありがとうございました。そ

れでは、管理者挨拶。福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日は、議員の皆様方には何かとお忙しい中、臨時会にご出席を賜り、ありがとうございました。また、本日上程いたしました案件につきまして、議員の皆様にはご審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。ご審議の中でいただきました皆様のご意見を真摯に受け止め、今後も組合運営を着実に進めてまいり所存でございます。どうか議員の皆様におかれましても、今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(副議長 河杉博之) これをもちまして本日の第3回臨時会を散会いたします。大変にご苦労さまでございました。

閉会 午後3時50分